

5. 会議の要領
議長（高橋会長）

（開会：ときに午後1時30分）

令和元年7月18日付け南農委告示第8号をもって招集いたしました、南陽市農業委員会委員総会を開会いたします。
ただいま出席されている委員は13名全員であります。

よって会議規則第7条の規定により、過半数の出席を得ており、会議が成立いたしますので、直ちに会議を開きます。
本日の会議は、お手元に配布しております議事日程によって進めます。

議長（高橋会長）

それでは日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。会議録署名委員は、会議規則第40条の規定により議長が指名いたします。
12番伊藤圭一委員、2番黒澤ちよ子委員の2名を指名いたします。

会議録署名委員 12番 伊藤 圭一 委員
2番 黒澤 ちよ子 委員

議長（高橋会長）

日程第2「会期の決定」についてを議題といたします。会期は本日1日限りとすることにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（高橋会長）

異議なしと認めます。よって、本委員会委員総会の会期は、本日1日限りと決しました。

議長（高橋会長）

日程第3「諸般の報告」につきましては、別紙諸般の報告書によってご了承願います。

議長（高橋会長）

日程第4 報第12号「南陽市認定農業者の認定について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

大室事務局長

ただ今上程されました、報第12号「南陽市認定農業者の認定について」の提案理由を申し上げます。
本案は、令和元年6月27日付け農第280号で、南陽市長から本委員会に対し、7月1日付けで9件を認定農業者として認定した旨の通知がありましたので、ご報告するものであります。

議長（高橋会長）

ただ今の報告に対して質疑ございませんか。

……………なしの声……………

議長（高橋会長）

なしの声がありますので、報第12号は了承いただいたものと認めます。

議長（高橋会長）

次に日程第5 報第13号「農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

大室事務局長 　ただ今上程されました報第13号「農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」の提案理由を申し上げます。

　本案は、農地法第18条第6項の規定により本委員会に対し、賃貸借の合意解約が成立した旨の通知が1件ありましたので、ご報告するものであります。

議長（高橋会長） 　ただ今、事務局長より説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長 　ただ今提案されました、報第13号について、ご説明申し上げます。議案書は3ページになります。3ページをご覧ください。

　1番につきましては、賃貸人 ■■■■と■■■■の賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 外1筆 畑 合計1,104㎡を所有権移転するため、合意解約するものでございます。以上です。

議長（高橋会長） 　ただ今の報告に対して質疑ございませんか。

…………なしの声…………

議長（高橋会長） 　なしの声がありましたので、報第13号は了承いただいたものと認めます。

議長（高橋会長） 　次に日程第6 議第29号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について」を上程いたします。提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

大室事務局長 　ただ今上程されました議第29号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について」の提案理由を申し上げます。

　本案は、農地法第3条の規定により、本委員会に対し所有権移転が5件、使用貸借権の設定が1件、合計6件の許可申請がありましたので提案するものであります。

　農地法第3条第2項各号の規定に基づきご審議のうえ、許可の可否を決定下さるようお願い申し上げます。

議長（高橋会長） 　ただ今事務局長より説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長

ただ今、提案されました、議第29号について、ご説明申し上げます。議案書は4ページと5ページになります。初めに4ページをご覧ください。所有権移転の申請となります。

1番につきましては、■■■■と■■■■の申請で、▲▲字▲▲畑 26㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。

2番につきましては、■■■■と■■■■の申請で、▲▲字▲▲畑 98㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。

3番につきましては、■■■■と■■■■の申請で、▲▲字▲▲畑 1,044㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。

4番につきましては、■■■■と■■■■の申請で、▲▲字▲▲田 448㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。

5番につきましては、■■■■と■■■■の申請で、▲▲字▲▲畑 204㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。

次に、5ページをご覧ください。使用貸借権設定の申請となります。

6番につきましては、■■■■と■■■■との間で設定するもので、▲▲字▲▲ 外11筆 畑 合計3,154㎡を再設定の20年契約となっております。以上です。

議長（高橋会長）

ここで現地調査について、報告をお願いいたします。

議第29号 1番から4番までの現地調査については、高橋茂推進委員より、5番の現地調査については、竹田壮芳推進委員より、調査していただいておりますので、事務局より報告をお願いします。

嶋貫農地係長

高橋茂推進委員の調査報告をいたします。

1番につきましては、全て耕作され周辺農地に影響がないことを確認していただきました。

2番から4番につきましては、作付けはされていませんでしたが、草刈などの管理がされており周辺農地に影響がないことと報告いただいております。

竹田壮芳推進委員からの報告をいたします。

5番につきましては、竹田壮芳推進委員から■■■■が借受けしているぶどう園の隣接する農地であり、山間部が近い場所ではあるものの今後適正に管理されるものとして、問題ないと報告いただいております。

議長（高橋会長）

お諮りいたします。

この案件については、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定に基づく議事参与の制限に該当する委員が1名おりますので、分割して審議したいと思います。これにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（高橋会長）

異議なしと認めます。よって本案件は、分割して審議することに決しました。

始めに、議第29号5番の案件について、審議いたします。

ここで、13番 鈴木 正徳 委員の退席を求めます。

……………鈴木 正徳 委員 退席……………
議長（高橋会長） これより本案件について質疑・意見を求めます。
質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………
議長（高橋会長） なしの声がありましたので、質疑意見を終結いたします。
本案件について表決いたします。
お諮りいたします、ただ今の案件について、申請のとおり許可する
ことが妥当と認められる委員は、挙手をお願いします。

……………全員挙手……………
議長（高橋会長） 許可することが妥当と認められる委員が全員と認めます。
よって、本案件については、申請どおり許可することに決しました。
ここで、13番 鈴木 正徳 委員の復席を求めます。

……………鈴木 正徳 委員 復席……………
議長（高橋会長） お諮りいたします。
これより議第29号5番以外の案件について、審議に入りますが、
一括して審議することにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………
議長（高橋会長） 異議なしと認めます。それでは、一括して審議いたします。
本案件について、質疑、意見を求めます。
質疑、意見はございませんか。

4番
（峠田一徳委員） 1番から4番まで贈与ということではありますが、贈与の理由はどの
ようなものでしょうか。

嶋貫農地係長 ■■■■のお父様が所有していた農地を相続により取得した農地
となります。■■■■は農業をしておらず管理することが難しいとの
ことで、隣接する農地の方へ、無償でもいいので管理をお願いしたい
との意向により贈与となったものであります。

議長（高橋会長） その他、質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………
議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。
本案件について、表決いたします。お諮りいたします、ただいまの案
件について、申請のとおり許可することが妥当と認められる委員は、
挙手をお願いいたします。

……………全員挙手……………
議長（高橋会長） 許可することが全員（多数）と認めます。よって、本案件について
は、申請どおり許可することに決しました。

議長（高橋会長） 次に、日程第7 議第30号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

大室事務局長 ただ今上程されました、議第30号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」の提案理由を申し上げます。
本案は、農地法第5条第1項の規定により、本委員会に対し7件の許可申請がありましたので、提案するものであります。
関係法令、通達及び農地転用許可基準に基づいてご審議のうえ、意見を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（高橋会長） ただ今、事務局長から提案理由の説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長 ただ今、提案されました、議第30号について、ご説明申し上げます。
議案書は6ページと7ページになります。初めに6ページをご覧ください。

1番につきましては、■■■■が、■■■■から、▲▲字▲▲ 畑28㎡を所有権移転し、雪押場として利用するため、申請があったものです。

当該地は、農地区分第3種農地と判断でき、転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。

2番につきましては、■■■■が、■■■■から、▲▲字▲▲ 畑14㎡を所有権移転し、雪押場として利用するため、申請があったものです。

当該地は、農地区分第3種農地と判断でき、転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。

3番につきましては、■■■■が、■■■■から、▲▲字▲▲ 畑30㎡を所有権移転し、雪押場として利用するため、申請があったものです。

当該地は、農地区分第3種農地と判断でき、転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。

4番につきましては、■■■■が、■■■■から、▲▲字▲▲ 畑29㎡を所有権移転し、雪押場として利用するため、申請があったものです。

当該地は、農地区分第3種農地と判断でき、転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。

嶋貫農地係長

5番につきましては、■■■■が、■■■■から、▲▲字▲▲ 外1筆 畑 合計 20.35 m²を所有権移転し、雪押場として利用するため、申請があったものです。

当該地は、農地区分第3種農地と判断でき、転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。

次に、7ページをご覧ください。

6番につきましては、■■■■が、■■■■から、▲▲字▲▲ 畑 545 m²を使用貸借し、一般住宅を建築するため、申請があったものです。

当該地は、農地区分第1種農地と判断でき、原則転用許可できない農地ですが、例外規定の集落に接続する住宅に該当し、転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。

7番につきましては、■■■■が、■■■■から、▲▲字▲▲ 畑 509 m²を使用貸借し、一般住宅を建築するため、申請があったものです。

当該地は、農地区分第3種農地と判断でき、転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。以上です。

議長（高橋会長）

ここで、議第30号 1番から7番までの現地調査について、7番 本間仁一 委員 より、報告をお願いします。

7番
（本間仁一委員）

7月18日、私と渡部基司委員、大室事務局長、嶋貫係長の4名で5条7件の現地調査をして参りました。全ての案件については申請通りであったことをご報告申し上げます。

議長（高橋会長）

お諮りいたします。

これより審議に入りますが、一括して審議することにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（高橋会長）

異議なしと認めます。それでは、一括して審議に入ります。

これより審議に入ります。

本案件について、質疑、意見を求めます。

質疑、意見はありませんか。

……………なしの声……………

議長（高橋会長）

「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

本案件について表決いたします。お諮りいたします、ただいまの案件について、申請のとおり許可相当の意見を付することが妥当と認められる委員は、挙手をお願いします。

……………全員挙手……………

議長（高橋会長）

許可相当の意見を付することが妥当と認める委員が全員と認めます。よって、本案件は、申請どおり許可相当の意見を付することに決しました。

議長（高橋会長） 次に、日程第8 議第31号「非農地証明願に対する可否について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

大室事務局長 ただ今上程されました、議第31号「非農地証明願に対する可否について」の提案理由を申し上げます。
本案は、農地法第2条に規定する農地に該当しない旨の証明の願い出が本委員会に対し1件ありましたので、提案するものであります。
事実確認のうえ、証明の可否を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（高橋会長） ただ今、事務局長から提案理由の説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長 ただ今提案されました、議第31号につきまして、ご説明します。
議案書8ページをご覧ください。
1番につきましては、■■■■から願出があったもので、▲▲字▲▲ 登記地目 畑 57㎡が、昭和51年から住宅敷地の一部として使用し、現在に至っているものです。
家庭菜園となつてはありましたが住宅敷地の一部として利用され、農地性はないものとして、証明できるものと判断できます。以上です。

議長（高橋会長） ここで、議第31号 1番の現地調査について、6番渡部基司 委員より、報告をお願いします。

6番
（渡部基司委員） 7月18日に私と本間仁一委員、大室事務局長、嶋貫係長の4名で非農地1件の現地調査をして参りました。本案件については申請通りであったことをご報告申し上げます。

議長（高橋会長） これより、審議に入ります。本案件について、質疑、意見を求めます。質疑、意見はありませんか。

12番
（伊藤圭一委員） 今回、非農地申請に至った経緯を教えてください。

嶋貫農地係長 生前贈与したい旨の申請がありましたが、農地のままですと農家要件を満たす方であれば農地を取得できません。昭和30年代に5条申請をされたとのお話も伺いましたが、過去の転用許可の確認が取れず、現地確認のうえ住宅用地の一部として非農地証明を出せる可能性があるとお話しし、今回の申請に至りました。

議長（高橋会長） その他、質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。
本案件について表決いたします。お諮りいたします、ただいまの案件について、願い出のとおり証明することが妥当と認められる委員は、挙手をお願いいたします。

……………全員挙手……………

議長（高橋会長） 願い出のとおり証明することが全員と認めます。よって、本案件については、願い出のとおり証明することに決しました。

議長（高橋会長） 次に、日程第9 議第32号「南陽市農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針の策定について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

大室事務局長 ただ今上程されました、議第32号「南陽市農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針の策定について」の提案理由を申し上げます。

本案は、「農業委員会等に関する法律」第7条に基づいて、南陽市農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針を策定するため、ご提案するものであります。

なお、この指針案につきましては、農地専門委員会で原案を作成し、先月開催の最適化推進会議で委員の皆様から意見をいただき、取りまとめたものとなっております。

ご審議のうえ、決定くださるよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（高橋会長） ただ今、事務局長から提案理由の説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長 ただ今提案されました、議第32号について、ご説明申し上げます。
議案書10ページから13ページをご覧ください。

本指針は、農業委員会法第7条1項の規定により策定するもので、担い手への農地利用集積目標、遊休農地の解消目標、新規就農の目標について、数値目標を定めて、農業委員会活動に取り組むために策定するものです。4月25日と5月24日の農地専門委員会で原案を作成し、6月10日の運営委員会、6月25日の最適化推進会議で意見をいただき、本案を作成したものでございます。以上です。

議長（高橋会長） これより審議に入ります。
本案件について、質疑意見を求めます。
質疑、意見はありませんか。

……………なしの声……………

議長（高橋会長） なしの声がありましたので、質疑意見を終結いたします。
本案件について表決いたします。
お諮りいたします、ただ今の案件について、原案のとおり決定することが妥当と認められる委員は、挙手を願います。

……………全員挙手……………

議長（高橋会長） 原案のとおり決定することが全員と認めます。
よって、本案は、原案のとおり決定することに決しました。

議長（高橋会長） 以上をもちまして、本日提案されました議題はすべて終了いたしました。
よって令和元年7月18日付け 南農委告示第8号をもって招集
いたしました南陽市農業委員会 委員総会を閉会いたします。
(閉会：ときに午後1時57分)